

鳥取県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県経営所得安定対策等推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物产地形成促進事業及び畠地化促進事業（以下総称して「経営所得安定対策等」という。）の実施に必要となる推進活動等のうち、県段階、地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成し、制度の円滑な実施を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）に基づき別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 鳥取県農業再生協議会
- (2) 地域農業再生協議会に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費（対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村
- 2 本補助金の額は、補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、生産振興課長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者（以下「対象事業者」という。）は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変

更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項第2号に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

	補助事業者等	間接補助事業者
第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	交付決定 補助事業等 知事 様式第2号による 対象事業 様式第3号による 補助金等及び間接県費補助金等	間接交付の決定 間接補助事業 補助事業者 補助事業者が定める 間接補助事業 補助事業者が定める 間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 間接補助金の交付を受けない対象事業に係る別表の第5欄に掲げる変更
- (2) 間接補助金の減額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは「変更等について地方農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第5欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいず

れか早い日。

- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超えるときは、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

- 第12条 規則25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）とする。
- 2 規則25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは「処分について農林水産大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な財産処分の承認)

- 第13条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

- 第14条 補助事業者は、対象事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により、自ら又は間接補助事業者に収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

(提出書類の部数等)

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は正本1部とし、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）を経由して生産振興課に提出しなければならない。

（雑則）

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月12日から施行し、平成23年度事業から適用する。
- 2 この要綱の改正は、平成24年4月12日から施行し、平成24年度事業から適用する。
- 3 この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。
- 4 この要綱の改正は、平成26年4月2日から施行し、平成26年度事業から適用する。
- 5 この要綱の改正は、平成27年4月9日から施行し、平成27年度事業から適用する。
- 6 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- 7 この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。
- 8 この要綱の改正は、令和5年4月3日から施行し、令和5年度事業から適用する。
- 9 この要綱の改正は、令和5年7月18日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表（第3条、第7条、第8条関係）

1 対象事業	2 事業実施 主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
1 県段階推進事業	鳥取県農業再生協議会	<p>1 推進活動（畑作物産地形成促進事業に係るものを除く。）</p> <p>（1）経営所得安定対策等の普及推進活動</p> <p>（2）需要に応じた作物の生産方針等の策定</p> <p>（3）産地交付金の要件設定・確認、市町村等に対する指導</p> <p>（4）荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動</p> <p>（5）その他経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動</p> <p>2 コメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動</p> <p>（1）産地・実需協働プランの作成に係る活動</p> <p>（2）その他コメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動</p> <p>3 畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動</p> <p>（1）産地・実需協働プランの作成に係る活動</p> <p>（2）その他畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動</p>	10/10	<p>1 本補助金の増額及び3割を超える減額</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>
2 地域段階推進事業	地域農業再生協議会	<p>1 推進活動（畑作物産地形成促進事業に係るものを除く。）</p> <p>（1）経営所得安定対策等の普及推進活動</p> <p>（2）需要に応じた作物の生産方針等の策定</p> <p>（3）申請書類等の印刷、配布、回収、整理取りまとめ。受付</p> <p>（4）対象作物（産地交付金の助成作物</p>	10/10	<p>1 本補助金の増額及び3割を超える減額</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>

	<p>を含む。) の作付面積・生産数量等の確認事務</p> <p>(5) 農業者情報のシステム入力・集計事務</p> <p>(6) 産地交付金の要件設定・確認事務</p> <p>(7) 荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動</p> <p>(8) 農業者の水田情報等の収集・整理事務</p> <p>(9) 経営所得安定対策の円滑な実施に必要な一括申請等の取組</p> <p>(10) その他経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動</p> <p>2 コメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動</p> <p>(1) 産地・実需協働プランの作成に係る活動</p> <p>(2) その他コメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動</p> <p>3 畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動</p> <p>(1) 産地・実需協働プランの作成に係る活動</p> <p>(2) その他畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動</p>	
--	--	--

※当該年度の4月1日以降に係る事業に要した経費について対象とする。